

平成23年(ヨ)第21号、平成28年(ヨ)第49号 玄海原子力発電所3号機・
4号機再稼動差止仮処分命令申立事件

債権者 味志陽子、外

債務者 九州電力株式会社

審理再開の申立書

2017年5月8日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

債権者ら代理人

弁護士 冠木克彦



弁護士 武村二三夫



弁護士 大橋さゆり



復代理人

弁護士 谷次郎



記

1 本件については、2017年1月16日に審理終結しあと決定を迎える経過になっているところ、去る4月24日名古屋高等裁判所金沢支部において、前原子力規制委員会委員長代理をつとめた島崎邦彦東大名誉教授が証人に立ち、「地震が起こる前に『入倉・三宅式』で算出した地震の規模（地震モーメント）は、実際よりも過小評価になる。」と指摘する重要な証言を行った。

以下に複数の情報源からその内容の重要な点を指摘するが、これは「新たな重要な証拠」であるので、いずれ完成する証言調書を証拠として提出するため、審

理を再開されたく申立をいたします。

2 証言内容

(1) 債権者小山英之の傍聴記録

別紙報告書は同債権者が法廷で傍聴した内容を記憶に基づいてまとめたものである。

重要な点は

「大飯原発の基準地震動は、入倉・三宅式で計算されているため過小評価になっている。」

「大飯原発以外でも断層が垂直または垂直に近い場合には、特に西日本の地震では、入倉・三宅式を使って基準地震動を計算している限り同じ問題があり、過小評価になっている。」

「ポストディクションという考え方とは、地震発生後ではなく地震発生前の情報を用いて予測するということ。震源インバージョンは地震発生後に適用できる方法であり、断層面積または断層長さを大きめに評価する傾向にある。震源インバージョンで評価したような断層面積等を地震前に想定することはできない。」

「熊本地震等でポストディクションによる評価をすると、入倉・三宅式では過小評価になる。入倉・三宅式を使うと過小評価になることが熊本地震でも立証された。」

(2) 福井新聞（4. 25）「地震想定に欠陥」

「昨年の熊本地震の観測記録を例にあげ、地震が起こる前に『入倉・三宅式』で算出した地震の規模（地震モーメント）は実際よりも過小評価になると指摘」

(3) 中日新聞（4. 25）「規制委を真っ向否定」

「入倉・三宅式」について、「この式が悪いといっているのではなく、使い方が間違っている。地震発生前に使うと過小評価になり、地震の強さに大きな影響を与える」と証言。

3 以上のように、本件の最大争点である耐震性について原子力規制委員会で承諾されている基準地震動は過小評価であるかどうかについて重要な新たな証拠である。

以上

報告

2017年4月24日名古屋高裁金沢支部における島崎証人尋問を傍聴して

2017年5月1日 玄海原発仮処分債権者 小山英之

名古屋高裁金沢支部における大飯原発控訴審において、2017年4月24日に、前原子力規制委員長代理であり耐震性審査の責任者であった島崎邦彦氏の証言と尋問が行われたので、それを傍聴してきました。

まだ尋問調書が公表されていませんが、その証言内容は、玄海原発の耐震性評価にも深く関わる共通な評価を含んでいます。それゆえ、その内容は玄海原発仮処分の評価内容にかかわるものと考えられるので、ここに傍聴で把握したおよその趣旨を報告します。

1. 大飯原発の基準地震動は、入倉・三宅式で計算されているために過小評価になっている。関西電力は詳細な調査を行っているから過小評価にならないと言っているが、詳細な調査を行っても過小評価は変わらない。大飯原発の許可はまだ出せるような状況ではなく、必要な審査がまだなされていない。
2. 大飯原発以外でも断層が垂直または垂直に近い場合には、特に西日本の地震では、入倉・三宅式を使って基準地震動を計算している限り同じ問題があり、過小評価になっている（この証言内容からすると、玄海原発も、九州電力は詳細な調査を行っていると言っているが、やはり過小評価になる）。
3. ポストディクションという考え方では、地震発生後ではなく地震発生前の情報を用いて予測するということ。震源インバージョンは地震発生後に適用できる方法であり、断層面積または断層長さを大きめに評価する傾向にある。震源インバージョンで評価したような断層面積等を地震前に想定することはできない。
4. 熊本地震等でポストディクションによる評価をすると、入倉・三宅式では過小評価になる。入倉・三宅式を使うと過小評価になることが熊本地震でも立証された。
5. いわゆるレシピでは、昨年12月9日にアの方法とイの方法の表現が変わったが、大飯原発のようなまだ地震が発生していない場合にはアの方法は使えない（これは玄海の場合でも同じ状況にあると思われる）。
6. 大飯原発の場合、断層の2連動（FoA-FoB）では700ガルだったのが、熊川断層も加えた3連動では758ガルへと8%上がった。ところが式を入倉・三宅式から他の式に替えると80%も跳ね上がる。断層長等の不確かさに比べて式の変更はけた違いの影響を及ぼすことを示している。

まだ他にもいろいろな内容がありましたが、とりあえずの重要な点は以上です。

規制委を真つ向否定

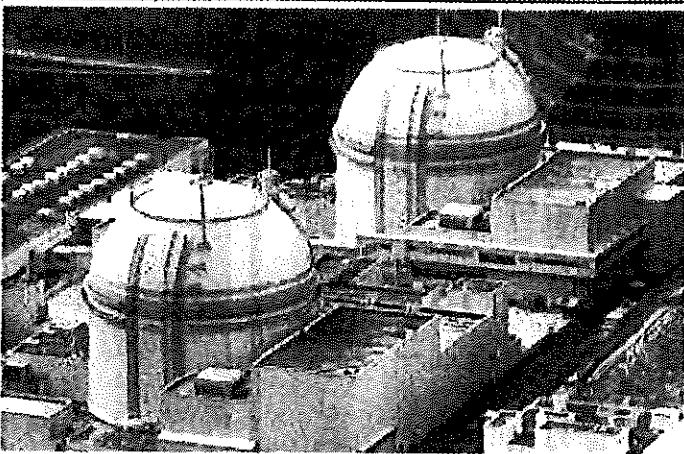
関西電力大飯原発（福井県おおい町）の運転差し止め訴訟の控訴審、原子力規制委員会で瀬戸内代理を務めた島崎邦彦東大名誉教授が二十四日、法庭に立ち、関電が想定する地震の強さが「過小」だと改めて指摘した。規制委は近く、大飯原発の新規制基準への適合を正式に認める公算が大きいが、審査の信頼性が問われそうだ。（中嶋裕）

大飯原発訴訟で島崎氏

過小評価

「必要な審査がまだ行われていない」。島崎氏は証人尋問の冒頭から、大飯原発の地震想定を巡る規制委の審査を貰つ回から否定した。

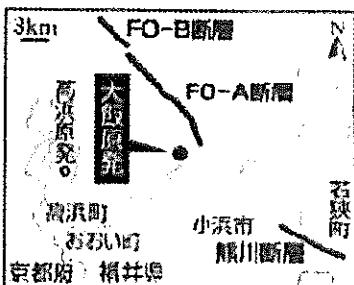
二〇一四年まで規制委で大飯原発の地震想定を審査してきた島崎氏。この日は「退任後」調査し過小評価と全かた」と説明し、「（当時から）他の式より小さいと分かっていたが、こんなに大きな影響がある



関西電力大飯原発の3号機（予期・4号機）から
月、福井県おおい町で、本社へリ「おがづる」から

核

地震計算式「使い方間違い」



〈証人尋問での主な論点〉

	島崎氏の 証言	関西電力や 原子力規制 委員会の見解
地震の想定	保守的ではない	3連動で保守的な評価
調査の計算式	詳細調査して使えない	調査すれば使える
規制委の審査	不十分	事実上の「過合」

「過合」ではない、使い方が間違っている」と述べ、「際守ではない」と指摘。「三

使うと過小評価になり、地

震の強さに大きな影響を及ぼす」と語った。地震発生時に運動にして増えた揺れの強さにせよだが、式を変えると50%増え、桁が違う」と

後に得られる断層面の詳しいデータを前提とする計算

式のため、発牛前で断層のデータが長すぎると限られてしまうと過小評価には不適切だ

（福井県島浜町）でもこの

問題になっているのが、地震の規模を算出する入値で、証人尋問で島崎氏は「この式が悪い」といいだ

た。証人尋問で島崎氏はこれまで関電や規制委は、活断層を詳細に調査し、地盤の構造を算出する入値を算出しきれていた。一方で、規制委は三

月に運転差し止めの仮処分を取り消した決定で、関電は、規制委が採用してそれを算式を使つた規制委の審査を妥当と判断した。この裁

判で弁護団長を務めた井戸謙一弁護士は、島崎氏の証

人質問後、「今回の証言は覆すに余りあるもの、反撲する大惑な材料を与えてもら

いとの立場を示してきた。関電は大飯原発で想定する地盤について、当初は海底にあるFO-A断層とFO-B断層の連動としていた

が、審査の過程で内陸の熊川断層を含めた三連動で評価をもと底にした。さうに断層を漠然と見ることを求められ、搖れの強さを七〇〇gから八五〇gに引き上げた経緯がある。規制委も

島崎氏の主張を踏まえた上で、関電の想定について、誠しく見直もつてているといふ意味で「十分に保守的」との見解を示していた。

しかし、島崎氏は、計算式の問題について断層の傾きが垂直に近い西日本を過小評価しないといふ見方を示している。弁護士は「（四国電力）伊方原発と（九州電力）玄海原発でも問題に

関で「（島崎の）音波検査なる」と語り、地盤と原発は深さ二百~二百㍍までを巡る論争が各地で再燃す

で、詳細と書いても裏方に可能性がある。